

漏電火災警報器

■漏電火災警報器設置対象物一覧表（消防法施行令第22条）

防 火 対 象 物（建築物）（注1）	延 べ 面 積	契約電流量
劇場・映画館・演芸場又は観覧場	300㎡以上	50アンペア をこえるもの
公会堂又は集会場		
キャバレー・カフェー・ナイトクラブ・その他これらに類するもの	300 //	
遊技場又はダンスホール		
待合・料理店その他これらに類するもの	300 //	
飲 食 店		
百貨店又はマーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場	300 //	
旅館・ホテル又は宿泊所	150 //	
寄宿舎・下宿又は共同住宅		
病院・診療所又は助産所	300 //	
老人福祉施設・有料老人ホーム・救護施設・更生施設・児童福祉施設（母子寮及び児童厚生施設を除く）・身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る）又は精神薄弱者援護施設		
幼稚園・盲学校・聾学校又は養護学校		
小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・各種学校その他これらに類するもの	500 //	
図書館・博物館又は美術館その他これらに類するもの	500 //	
個室浴場・サウナ浴場その他これらに類するもの	150 //	
上記以外の公衆浴場		
車輛の停車場・船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合用に供する建築物に限る）	500 //	
神社・寺院・教会その他これらに類するもの	500 //	
工場又は作業場	300 //	
映画スタジオ又はテレビスタジオ		
倉 庫	1,000 //	
前各項に該当しない事業場	1,000 //	
特定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物	延べ面積が500㎡以上で特定防火対象物の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	
上記以外の複合用途の防火対象物		
地 下 街	300㎡以上	
文化財保護法の規定によって重要文化財、重要民俗資料史跡若しくは重要な文化財として指定され又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物	全 部	

（注） ①間柱または下地を、不燃材料及び準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁
根太または下地を、 // // // 床 } を有する建物
天井野縁または下地を、 // // // 天井 }

②特定防火対象物とは上表の中※印のものをいう。

③施行令第22条第1項第6号に該当しない⑩項イ対象物は施行令第9条の適用により用途毎に規制する。
（例） 1. 特定防火対象物の床面積が300㎡未満で全体の延べ面積が500㎡以上のもの用途毎に規制
2. // // 300㎡以上で // 500㎡未満 // //

④※印のもので延面積300㎡以上のものは消防機関に届出て検査を受けること。

⑤※ // // 1,000㎡ // 乙7消防設備士又は有資格者により定期点検をすること。

⑥※印以外でも延面積が上記であり、消防長、消防署長が指定するものは注④・⑤それぞれの義務がある。